

お知らせ

平成23年中に取り壊した家屋及び未登録家屋の名義人変更の届けについて

市では家屋の現況調査を行っていますが、把握漏れを防ぐため平成23年中に家屋を取り壊した方、売買等で家屋の所有権の変更のあった方は、税務課固定資産税係まで届け出てください。

なお、法務局に登記している家屋で滅失登記または所有権移転登記の手続きをした方は必要ありません。

問合せ 税務課固定資産税係

TEL 72-1111 内線156-157

冷蔵倉庫用家屋の評価基準が変更されます

平成24年度から非木造の冷蔵倉庫用家屋（保温温度10℃以下に保たれる倉庫）の固定資産税について、評価額に関わる経年減点補正率基準表が変更されます。これにより、非木造冷蔵倉庫用家屋については、一般倉庫と比較して評価額が早く減少する計算方法が適用されます。

そこで、あらかじめ非木造の冷蔵倉庫用家屋の現地調査が必要となりますので、市内に該当家屋を所有している方はご連絡ください。

対象となる冷蔵倉庫用家屋 次の用件すべてを満たしていること

①主体構造が非木造である

- ②倉庫自体に冷蔵機能をそなえている
- ③保管温度設定が常時10℃以下
- ④冷蔵倉庫部分の床面積が総面積の50%以上
- ※常温の倉庫内にプレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫等を設置している場合は該当しません。

問合せ 税務課固定資産税係

TEL 72-1111 内線156-157

22年分の確定申告をパソコンでした方へ

前年（22年分）にパソコンを利用して確定申告した次の方には、確定申告書類は税務署から送付されません。

問合せ 「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」で申告した方

TEL 72-1111 内線156-157

・国税庁ホームページ「確定申告書等作成コ一ナーネ」を利用して申告した方

・市役所の窓口などでパソコンで確定申告書を作成した方

・平成23年分も申告が必要と思われる方については、申告時に必要な情報を記載した「お知らせはがき」が税務署から送付されますので、申告の際にご利用ください。また、確定申告書類は、1月下旬から知覧税務署及び市役所（本館1階市民ホール）にも備え付けますが、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）からも出力できます。出力できる書類は所得税確定申告書、所得税確定申告の手引、収支内訳書、青色申告決算書などです。

そこで、あらかじめ非木造の冷蔵倉庫用家屋の現地調査が必要となりますので、市内に該当家屋を所有している方はご連絡ください。

対象となる冷蔵倉庫用家屋 次の用件すべてを満たしていること

①主体構造が非木造である

公的年金受給者を対象とした確定申告説明会

収入が公的年金のみの方を対象に、次の日程で説明会を開催します。確定申告期間になると大変混雑しますので、この機会をご利用ください。なお、作成した申告書は、当日提出をお願いします。

日時 2月9日（木）午前9時～11時、午後1時～3時

場所 市民会館2階第1会議室

○公的年金収入のある方の確定申告について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。ただし、この場合であっても、例えば、医療費控除等による所得税の還付を受けられるための申告書を提出することはできます。

・所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税申告は必要です。

問合せ 知覧税務署

TEL 83-2411（自動音声案内）

希望者は、採用試験受験申込書（総務課備付け）を総務課職員係へ提出してください。

問合せ 枕崎警察署 TEL 72-0110

市税等の滞納処分に「自動車差押えタイヤロック」を導入

市税等（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の滞納処分として、新たに「タイヤロック（車輪止め）」による差押えを実施します。

これは、再三の催告等に応じず、また納税相談もなく市税等の滞納が累積しているなど、納税誠意のみられない場合、自動車（普通車、軽自動車、バイクなど）にタイヤロックを装着し、差押えを行うものです。

タイヤロックによる差押後、納付や納税相談等がない場合は、差し押さえた自動車等を引き上げて、市が公売し、売却代金を滞納している市税等に充てることになります。

問合せ 税務課管理収納係

TEL 72-1111 内線152-153

離職により住居を喪失またはそのおそれのある方へ
住宅手当緊急特別措置事業

離職した方で就労能力及び就効意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対する住宅手当を支給することで、住宅と就労機会の確保を支援する事業です。

支給対象者 次のすべてに該当する方
①平成19年10月1日以降に離職した方のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方（⑤、⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方）得て主として世帯の生計を維持している方

③就労能力及び常用就労の意欲があり、公共職業安定所へ求職申込みを行いう方住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方（⑤、⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方）申請を行った月における申請者の世帯員の収入合計額が次の金額以下であること

・単身世帯＝84000円＋家賃額（家賃額上限24200円）未満
・2人世帯＝172000円以下
・3人以上世帯＝172000円＋家賃額（家賃額上限31500円）未満
⑥預貯金の合計（生計を一とする同居の親族の預貯金を含む）が次の金額以下であること。
・単身世帯＝50万円
・複数世帯＝100万円

⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等）を受け

1月10日は110番の日

110番は、事件・事故等により、警察の緊急対応を必要とする場合の通報手段です。警察官の早期現場到着や必要な手配のために「早く」「正確」な通報が必要です。慌てず、焦らず、落ち着いて通報をお願いします。

枕崎市、南さつま市、南九州市の県営住宅は、抽選により登録した空き家待

ち順位に従い入居の案内をしています。平成24年度の空き家待ち順位を決める抽選を次のとおり実施します。

枕崎市、南さつま市、南九州市の県営

住宅は、抽選により登録した空き家待

ち順位